平成２９年（フ）第１０７４号
大阪府八尾市上尾町３丁目50番地の１　エクセル南野207号
債務者　北野　真由
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８５号
大阪市天王寺区生玉町７番８号生玉パークハイツ302号
債務者　甲斐　翔悟
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９３号
大阪市天王寺区国分町13番４号ブレスト国分201号
債務者　岸　　克路
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８３号
東京都町田市木曽東４丁目11番イ７―402号
債務者　平岡　一裕
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６号
熊本県人吉市鶴田町798番地　鶴田団地６―２―５
債務者　川端　由桂
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２４号
福岡市博多区博多駅前４丁目14番１号深見ビル３Ｆ
破産者　株式会社アイマップ
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５号
福岡市博多区博多駅前４丁目14番１号
破産者　私ノート株式会社
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６４号
静岡県富士宮市阿幸地町62番地
破産者　富士宮店舗株式会社
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１００号
沖縄県那覇市金城５丁目11番11号ヴィラサンパティーク102号室
破産者　株式会社エコラ
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５５号
茨城県北相馬郡利根町大字押戸1217番地
破産者　有限会社シェルフードサービス
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９７７号
北九州市八幡西区八枝３丁目７番22号
破産者　株式会社サクセスクリエイト
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７３号
青森県八戸市大字市川町字古館９番地２
破産者　有限会社階上畜産
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
千葉県銚子市赤塚町５番地の２、開始決定時の住所千葉県銚子市柴崎町１丁目132番地の３
破産者　伊藤　　優
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
岐阜県中津川市坂下816番地１の４
破産者　被相続人都築美津枝相続財産
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４７７号
岡山市東区西大寺松崎158番地６シティハウスクレミＢ―101
破産者　高橋　理恵（旧姓三町）
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３号
愛媛県新居浜市庄内町４丁目５番34号
破産者　有限会社大八販売
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１２７号
千葉県東金市油井168番地121
破産者　中村　貴宣
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１２号
名古屋市南区西又兵ヱ町２丁目17番地
破産者　株式会社廣瀬
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５２７号
兵庫県伊丹市伊丹５丁目９番５―702号、開始決定時大阪市中央区南新町２丁目２番13―602号
破産者　今中　　基
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部